

議案第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

大野市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 1 0 号に規定する教育委員会の権限に属する事項について、同規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 3 月 2 7 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

令和 4 年度 3 月補正予算可決と同時に大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金支給事業実施要綱を施行し、事業を執行する必要があるため

専決処分書

大野市教育委員会教育長事務委任規則第3条第1項の規定により、大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金支給事業実施要綱の制定について、次のとおり専決処分する。

令和5年3月8日

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

大野市教育委員会告示第4号

大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和5年3月8日

大野市教育委員会

大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を強く受けている低所得の子育て世帯の負担を軽減するために支給する大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金（以下「生活応援給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 大野市は、次の各号に定める者に対し生活応援給付金を支給する。

- (1) 令和5年1月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者
- (2) 前号の児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととされている者のうち、家計が急変し、児童扶養手当法第9条の2に定める児童扶養手当の支給制限額に相当する収入額未満であるもの
- (3) 令和5年1月分の児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給を受けている者のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市民税均等割が課されていないもの又は市の条例で定めるところにより当該市民税均等割を免除されたもの
- (4) 令和5年1月分の児童手当法による児童手当の支給を受けている者で前号に該当しないもののうち、家計が急変し、令和4年度分の市民税均等額が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの
- (5) 平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた高校生（又

はそれに準ずる児童)のみを養育する者のうち、地方税法の規定による令和4年度分の市民税均等割が課されていないもの又は市の条例で定めるところにより当該市民税均等割を免除されたもの

(生活応援給付金の額)

第3条 前条に規定する支給対象者に支給する生活応援給付金の金額は、支給対象者1人に対して、10,000円を1回に限り支給する。ただし、監護等が必要な児童(以下「監護等児童」という。)が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうち1人以外の監護等児童につきそれぞれ10,000円を加算した額とする。

(生活応援給付金の支給の申込み)

第4条 大野市は、第2条第1号、同条第3号又は同条第5号に規定する支給対象者に対して、生活応援給付金の支給の申込みを行う。

2 前項に規定する支給の申込みを受けた者で、生活応援給付金の受給を拒否しようとするものは、大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金受給拒否の届出書(様式第1号)により届け出ることができる。

(生活応援給付金の支給の方式等)

第5条 第2条第2号又は同条第4号に規定する支給対象者で、生活応援給付金の支給を受けようとするものは、大野市低所得子育て世帯物価高騰生活応援給付金申請書(請求書)(様式第2号)により申請を行う。

(申請期限)

第6条 前条に規定する申請の期限は令和5年3月20日までとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が指定する日までとする。

(代理による申請)

第7条 代理により第5条の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(生活応援給付金申請者に対する支給の決定)

第8条 市長は、第5条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、生活応援給付金を支給する。

(不当利得の返還)

第9条 市長は、生活応援給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しな

くなつた者又は偽りその他不正の手段により生活応援給付金の支給を受けた者に対し、生活応援給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 生活応援給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条に規定する事項については、同日後もなおその効力を有する。